

第6回 鳥取市同和対策審議会 会議録

1. 日時：平成22年10月1日（金）午後1時30分～午後4時00分

2. 場所：鳥取市役所4階第4会議室

3. 出席者

会長：池原範雄

副会長：池本道子

委員：池沢知一委員、坂根政代委員、薛幸夫委員、田中佳代子委員、森田孝明委員、

浅井隆夫委員、徳本秀雄委員、今度珠美委員

(欠席委員：高橋淳委員、加賀田さゆり委員、一盛真委員、松井満洲男委員、

林田廸子委員)

事務局：人権政策監、人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課政策推進係主幹、

人権推進課同和対策係長、人権推進課啓発・相談係長、

4. 会議事項

・開会

・あいさつ

・審議

議題「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて

・事務局

時間となりましたので、これから始めさせていただきたいと思います。会長のご挨拶をお願いいたします。

・会長

みなさま大変ご苦労さまです。昨年11月12日に本審議会へ市長からの諮問を受け、委員の皆様には、慎重審議してたくさん意見をいただいているところです。前回8月31日の審議会では、事務局から条例たたき台修正案が提案され、委員の皆様からさまざまご意見をいただきました。

本日は、事務局の方で、前回出された意見を整理され再度修正案を提示していただきますので審議よろしくお願ひします。

また、前回の審議会で委員の皆さまから今後のスケジュールにつきまして要望がありました。事務局で検討された結果、11月の市報でパブリックコメントを実施した後、12月には審議会を開催して、答申できる運びになるように考えているようですので、皆さまのご協力よろしくお願ひいたします。できれば、本日で条例改正の方向について確認を行い、修正案の中間取りまとめを行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

・会長

事務局から改正点の説明をお願いします。

・事務局

大変お世話になっています。今後の予定について変更がありますで、確認したいと思います。審議会本日で6回目となっております。本日の審議会で委員さんの御了承をいただき、中間とりまとめができればと思っています。それを受け、議会の総務企画委員会に報告するとともに、11月の市報で市民政策コメントにかけ、それを踏まえた形で第7回の審議会を開催し、答申していただけたらと思います。改正案につきましては、来年2月の市議会に提案したいと思います。

・会長

日程について何かご意見がありますか。

・C委員

日程の関係ですが、事務局が修正案を出されていますが、これに対し若干意見を持っているので、意見を、どれだけ皆さんのが了承を得て、それがどのように反映されるのかどうかということ。本日5人の委員さんが欠席されている。事務局案には意見がなかったということですが、その意見を踏まえたうえでの中間とりまとめにしてほしい。

・F委員

C委員と似たような意見を持っていまして、委員の方の意見はないとおっしゃったが、届いたのが結構遅かったので、今日話をしたことの最終案の確認をどこでするのか、どのような方法でするのかという事を提案していただければありがたいです。それによって、今後のスケジュールが変わってくるかも知れません。

・H委員

5人の委員さんの欠席が多い。大切な場面。

・事務局

これから審議していただきますが、その意見を踏まえた中で、中間とりまとめをし、その結果を事務局が修正し委員に送付したいと思う。改めてこのような場を設けることはできないかと思う。いずれにしましてもこれから審議していただくことになろうかと思いますが、C委員の意見を入れるかどうかは審議していただきたい、それを踏まえて、この段階でまとまりにくいということであれば、パブリックコメントにかける前にもう一度審議会を開く必要があると思いますが、事務局といたしましては、第5回の審議会までにみなさんの意見が入れられていくと思っています。ただ、表現の仕方として法制や文書的な流れの関係であって、結局入っている場所が変わったりして、差異がでてきている部分もある。その説明は事務局でいたしますので、それを踏まえた後で、皆さんの御意見をいただいて、パブリックをかけて、次回の審議会で最終的なものにするか検討していただきたい。ある程度見ていただいてからではいかがでしょうか。

・会長

中身を見ながら、柔軟に対応していくことでよろしいですね。たたき台の修正案を説明してください。

・事務局

それでは、事務局の方から、修正案について、説明させていただきます。

今回の修正案につきましては、総務課法制係（条例規則を議会に提案する専門の係）と事前協議を行い、指導助言を受けて作成しました。そのため、それに時間を要しましたので、資料をお届けするのが遅くなってしましましたことをおことわりいたします。

資料につきましては、事前に送付させていただいているので、ポイントについて説明させていただきます。

まず、第2条（定義）についてですが、前回（8.31）の修正案では市民についての定義を記載しておりましたが、項目が市民についての1項目のみであり、第1条（目的）の中に括弧書きで説明をするように修正し、第2条（定義）は削除いたしました。そのため、第3条以下が繰り上がりとなっています。

次に、個別の人権課題について、前回の審議会では、第2条（定義）に位置付けるべき、あるいは第5条（人権施策の推進）に位置付けるべきといったご意見がありました。法制係に確認・協議したところ、定義規程については、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくするために、用語の意義について定めるものであるとのことでした。このため、第5条（人権施策の推進）に位置付けるよう検討しましたが、法制係の指導により、主語を市はとした方がよいものと、市長はとした方がよいものに整理し、第5条のうち、主語が市（議会及び執行機関）に関することは、第2条（市の責務）に位置付けることとし、市長（執行機関）に関することは第5条を（人権施策基本方針等）に修正して位置付けることとしました。

すなわち、第2条（市の責務）の第2項に「市は、部落差別をはじめ女性、障がい者、子ども、高齢者、外国人、さまざまな病気に関わる人等に対する差別はもとより、虐待などあらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。」とし、ここに個別の人権課題への取り組みを位置付けることとしました。

また、第2条第3項に「3 市は、国、県及び関係団体等との連携に努めるものとする。」としました。さらに、第5条の標題を（人権施策基本方針等）に修正し、第2項に人権施策基本方針に定める事項を4点規定するとともに、第4項に人権相談等の充実に関するについて規定いたしました。

以上が主な修正点でございますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

・会長

今の説明に、ご意見、質問お願いします。

・C委員

質問ですが、第1条の目的、上から4行目の役割というのはどういう意味か、どのように明らかにするのかという事が念頭にあるのか。また、人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策はどのような意味、どのようなことが念頭にあるのか聞きたいです。

・事務局

市民の役割を明らかにするという事ですが、第3条に市民の役割を定めています。市民がどのような役割を果たすのか定め、主体的に役割を果たす、お互い努力をしていくとしています。そして、人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策まとめて人権政策として

いますが、いろんな施策があるのですが、施策については第5条で、人権施策基本方針に定めて総合的かつ計画的に推進をするとしています。項目についても4項目定めて推進していくとしています。条例なので、細かいことを挙げてはいません。

・G委員

この条例は市の責務か、市民の役割かということになると、市民の役割がもっと前に出てこないといけない。市民が何をしたらしいのか。市民の一人一人の問題。市民が一人一人の条例だという発想が薄い。工夫して、条例を基に鳥取市の人権のまちづくりをするのだということにならないといけない。学校のプランはあるが、市社会教育のプランがないと啓発が難しいのではないかと思う。3条に「努めるものとする」ではなく「努めなくてはならない」ではないか。

・J委員

近い意見ですが、個別の人権課題が市の責務に定められたが、市の責務と市民の役割のバランスがとれない。市民も自覚を持って関わっていかないとという思いがあるので、そのあたりが違和感がある。

・F委員

この条例は鳥取市が差別のない人権尊重社会をつくるための基本的なスタンスということろで、まずは鳥取市という事だと思う。市民の役割なのか、責務なのかは事務局に聞きたい。J委員が言われるのは3条の所で協議すればいいと思っています。第1条（目的）の「役割」という表現があるから第3条の役割となっているからそれでいいのか、私自身は現行の条例でいうと第3条（市民の責務）となっています。「すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う人権擁護に関する施策に積極的に参加する等自ら人権意識の向上を図るよう努めるものとする。」となっています。ここが、なぜ責務から役割になったかを説明していただきないと、役割でいいのか責務でいいのかという判断がつかない。まずそこをお聞きしたい。役割の意味合いがぼやけてしまっている。

・事務局

ご指摘いただいたとおり「責務」というと同対審答申に謳ってあるように、行政の責務役割というとトーンダウンしているが、押しつけでなく自発的な、自主性をもった役割という意味合いでです。その点は議論していただきたい。

・C委員

市民の意識や行動の中に偏見や差別の行為が実際にあるわけで、市民が具体的に持っている課題を明らかにしたうえで、これをなくするためにどのような役割があるのかという前提があればだが、役割だけでは問題解決の視点には弱い。

意識の高揚、意識啓発の分野ですが、実態的な差別の問題を解決していくことを念頭に置いた表現であればいいが、言葉の羅列であとは簡単にまとめられている。このあたりをちゃんと位置付けておかなくてはならない。もうひとつ意見で言えば、第1条（目的）を「この条例は、人権尊重の社会づくりについて」となっているが、「この条例は、差別のない人権尊重の社会づ

くりについて」というふうに「差別のない」ということも加えてほしいと思います。

・事務局

責務と役割の所で、責務は責任ある義務となろうかと思いますが、市民に責任ある義務を持たせるのはどうなのでしょうかと思う。委員さんで協議いただければと思う。第4条市民と市の協働ということで、市民が役割を果たしていくとしています。第1条に「差別のない」を入れてはどうかという事ですが、人権侵害はいろいろありますが、前文の中に現状をいれていますので、最後の下りに「偏見や差別、人権侵害の」と入れているのでこのままでいいのではないかと思いますが、御審議いただきたいと思います。

・会長

役割と言いますのは、果たさなければならぬ、果たすべき役割、これが責務であると解釈するがいかがでしょう。

・事務局

付け加えですが、最初に提案させていただいた時は、市民の役割の方を先にしていましたが、これは市民が主体性を持って対応をと思い、最初の方に、条文に載せていましたけど、まだまだそこまで人権が市民に行きわたってないということで、市の責務の方が逆転したというような経過があります。

・F委員

それは市がきちんと、どんな基本的な考え方で何をしようとするのかということを示す文章で、市民というのが始めにくるのはおかしいという位置付けの問題であって、役割と責務の問題ではなかったですね。

・N委員

事務局が言われる、押さえつけではなくて市民からという気持ちはすごく良くわかりますが、何だか役割というと、共通認識の基の役割分担をしましたという形だと思いますが、今現在、人権意識を市民が共通認識できているかといったら、実際差別も残っているわけで、そういう部分で役割という形で受け取る市民が、そういうふうに受け取れたら良いんですけども、ちょっと軽い感じがします。

・J委員

その横に市民の責務等と書いてありますし、やはり市民は市民に言っていくべきなのではないかとおもいます。それが厳しいとか、展望が多すぎるというふうには思わないんですけど。バランスが取れないように。

・C委員

だんだん採決していく上でね、そこの市民に押し付けだとか、やらされるという意識がないように配慮していくという視点は大事だと思うんですね。ただ、本質的には人種差別撤廃条項を丁寧に読んでみてもらうと分かるんですけども、やっぱり部落差別にしても、要するに法によって処罰すべき犯罪なんだということを明確に位置付けているんですよね。ですから、そういうことも念頭において、やっぱり差別を許さないという、そういう視点からやっぱり条例を作っていくことが大事だと思います。ただ、市民に遠慮して、何か差別をいかに正当化してしまうような、

そういう感じというのは、私はよろしくないと。やっぱり是は是、非は非ですから。

・G委員

この文語がですね、ここに「努めるものとする」とは努力ということですね、ここどころは、「何々について努めるものとする。」それから、「役割を果たすよう努めるものとする。」最後に努めるものとすると、はっきり目的とするというような、これははっきりしていますけども。いわゆる、ちょっと前に出した人権のまちづくりで、堺市とか大阪とかいろいろもらった中に、英語で言いますとマスト ツー ビー (m u s t t o b e) です。アイエヌジー (i n g) 前に進んで行くようなことをしないと、ただ努めていく、努力していきましょう、これやりましょう。何か仲間意識を育てていくような努め方というのが、私は大阪で気がついたんですけど、はっきり、先程言いましたように、もう、ねばならない、いわゆる責務であるという。同和教育の一番大事なことは、これは行政の責務、国民の責務ということをずいぶん同和教育には使われておりましたけども、何かこの人権教育ということになると、こう努めていこう、努力していこう、皆と仲良くしていこう、助け合っていこう、何だかそこらへんがもう、皆でやっていかないと、これは人権のまちができるんだというその必要感というものをやっぱり条例に出していくかなといけないということを思うんですけども、皆さんのご意見を、そういうところまで条例といいうもんはこういうもんだということでしたら、それはいいですけども。

・F委員

文言は、一人一人の捉え方によって違うので、なかなか難しい解釈で、ただ、私は「努めるものとする」でもいいと思っているんです。なぜかというと、それは強い決意であり、強い希望をかけた呼びかけだというふうに私自身は捉えました。それぞれ捉え方があるので、その辺はやっぱり共通認識で、私はこう捉えているからこれでいいというようなことをきちんと話をした方がいいのかなあと思いましたので、意見を言わせていただきました。

・E委員

前回、在日問題を外国人一般にぼかしてもらっては困るということで「在日問題及び外国人」という文言にしてくれと言ったんですが、ここの説明の文章の中には、在日に限定せず「外国人の人権問題とする」となっていますが、それに対する説明をお願いします。

・会長

はい。在日問題について説明をお願いします。

・事務局

はい。前回、在日というふうに変えてほしいということがありました。外国人の意味につきましては、在日外国人という、そういう表現があると思うんですけども、在日外国人というのは、在住とか、そういう許可に基づいて住んでおられる、そういう方を意味していると思うんですけども、外国人というのはその他にもいろいろな方がおられるんですよね。留学とか、それから就学、それから仕事の関係ですね、こういった方で日本に住んでおられる方。それから、また観光などで一時的に日本に滞在しておられるかたなんかもあるわけです。それで、そういった方達の条件とか人権とかがあるんで、鳥取に観光に来られた方が、そういう人権侵害を受けるというよ

うなことがあってはいけないことですので、ここはやはり広く外国人という、全ての外国人と言いますか、そういう意味でございまして、広い意味で外国人というふうに書かせていただいた方が良いのかなと考えたところでございます。

・E委員

説明になっていないですね。外国人の項目を外せとは言っていません。今言われたような在留資格による区分の、被害であるのが在日問題だと私は言っているんです。歴史的経過から考えてみても、現在の法律上の問題からいっても、今、皆さんが協議されている、例えば修飾語や形容詞の問題ではないんです。文言の問題ではなくて、実態として在日問題がある、制度的な差別としてあるからそのことを言っているんです。だから、外国人の問題、外国人という語彙を外せとはいっていないんです。外国人も入れて差別のない社会にするというのは当然のことです。その中で、在日特性というものがあるということを言っているんです。だから、入れてほしいと。

・F委員

私も先回そういう意見があって、私も賛成だというふうに話をしましたし、皆さんもそうだというふうにうなずいておられたように思います。それで、私は在日韓国・朝鮮人兼外国人、そして、さまざまな病気に関わるというところも同じで、ハンセン病問題もやっぱりこういう歴史的な経過があったり、きちんと今、今現在の進行形の課題としてしっかりとあるのではないかということで、C委員も提起をされて、ハンセン病問題など様々な病気に関わるというふうにしたらどうだろうということも出されたと思うんですね。何故ここを外すのかというところでは、私も納得ができないところです。入れた方が良いというふうに、私は思います。

・会長　　はい。意見が出ましたですね。不可解だということですね。

・C委員

差別という文言を入れるべきだということ、差別と人権というのは一緒にしてしまうと、やっぱりこういうことが出てくるんですよね。ですから、先ほどおっしゃったように、観光で来ている外国人の人もいるし、それから働く気持ちの人もいるし、あるいは学びで来ている人もあるし、いろいろありますけども、しかし、在日コリアンの問題というものは、これとは違うという歴史性、そういうものをしっかり踏まえていかないと植民地支配から始まって、そして戦争に加担させられて、そして、戦争が済んだらもう日本人の国籍を外して、そして邪魔者扱いみたいにして追い帰してしまうとか。しかし、帰る場所もないし、もう仕方なく日本に残った人という、そういうここに、歴史というものをしっかり我々は踏まえた上で、この問題を議論しないと、私はもう本当に、この在日の人々に対しては本当にどう謝罪しても謝罪しきれないような、そういう罪深い歴史があるということを我々はしっかり踏まえて、ここ位置付けていかないといけない、部落問題でもそうですよ。こういう人権というものを一緒にてしまっているから、そこにやっぱり問題があるわけです、本質的に。

・会長

はい、事務局はどう考えられますか。これは先回の審議会でも出ました問題ですね、これは。

・事務局

個別の人権問題というのは、たくさんあるわけですね。だけども、人は皆、誰も、一人一人、

生まれた時から人権は持っているわけですよね、全部。そういう全ての人の人権を尊重して、人権尊重の社会づくりをしていこうという、その基本となるということで個別の課題を上げてくると、例えば在日韓国・朝鮮人、そういうふうなのを入れるということになれば、またハンセン病というところも、病気のところも、ハンセン病だけではなく、全てのというふうにしておるわけでして、そういった個別のものが、どうしてもこれは出てきてもやむを得ないと、でも、条例は一人一人の人権を尊重すると、そういう考え方の導入ということでご理解をいただけたらと思います。

・C委員

人権の尊重社会を作るのに、この差別を抜きにして、差別の問題をほったらかしにして、人権尊重社会というようなものが作れますか。私は作れないと思います。

・F委員

今、事務局が説明をされたのは、何故この条例が必要なのかという時に、それはきちんと一人一人の人権をきちんと守って行くためのものだということは確認済なんです。しかし、それだけでは、じゃあ、具体的にどういう課題があって、何を本当にこうやっていかなければならぬかということがしっかりと見えないから個別の課題をしっかりと入れておこうという話をしたと思うんです。そういった意味でいうと、審議委員さんの意見を聞いて、これを入れるべきだとなったら入れたら良いというふうに、私自身は思っていますけれど、そういう方向で会長さんの話を進めていただけたらありがとうございます。

・会長

入れる方向になっていたのではないですか。ここに活かされていないところに問題がある。どうでしょうか、今、おっしゃっていることを聞いて。

・G委員 イデオロギーなんかの問題はややこしい。

・会長

これではちょっと皆が納得できないのでは。

・H委員 事務局の言われることもわからんでもない。

・F委員 一人一人の、と言うのであったら、始めからこんな議論はしていないわけですよ。

・C委員

やはり、殊に在日の問題は、イデオロギーの問題じゃないでしょう。差別の問題ですね。何で、在日問題がイコール イデオロギーになるというようなことを考えていくことがおかしいじやないですかね、私はそう思います。

・会長 はい。どういうふうにそのあたりを、この修正をしていったらいいでしよう。

・事務局 委員さんの皆さんのご意見をまとめていただけたら。

・D委員

その第1条のところも、「人権が尊重される心豊かな」の間に「差別のない」ということを入れて、それで、そのことはつまりその市の責務のところの部落差別だけで、他のは差別ということは聞かんから、この目的のところに差別のないということを言ってしまえば良いと思う。まあまあ通じるのかなと思います。それから、やっぱり「努めるものとする」というのは、他の例を見

ても多いですね、非常に。ほとんどが、努めるものとするとか、計画あたりでは作るだとか、あるいは推進するだとか言いきってありますけども、努めてくださいというような言い方でなく、努めるものとするということに、なんか法令用語でそのように、他の例を見ても非常に多いです。努めるものとするということは。

・会長

うん、うんとうなずいておられますけども、もう少し皆さん、意見を言ってください。

・D委員

それと、この市民の責務と役割だけど、他のところもやっぱり役割と言っているところもあるし、だから、責務と言って、どうなんだなという気もしないでもないけども、その辺は好みの問題といったら叱られるかも知らないけども、役割だったら柔らしいとか、そうでなかつたら厳しいとかいう取り方はどうでしょうか。責務と言ってもてもかまわない。

・H委員

私は、役割といったほうがいい。もう1つは、人権尊重の視点に立った行政をするのが市としての責務じゃないかと思うんです。本当にしきりに思っているんですけども、実は2、3日前に、教え子の1人が、市が雇っている保育園の調理師で、その人が発作を起こして倒れました。軽い発作ですけど、ちょっと座っておれば意識が回復します。最初は発作はなかったんですけども、1、2回発作を起こした時点で、市の児童家庭課の方から、調理員で入っている限り、貴方は明日から一切包丁を持っては困る、包丁は持たないようにお願いしますと言われたそうです。本人としてはずっと、一人で生活保護なんかを受けないで自立して頑張っていたわけです。その人にとっては毎日雇用していますし、それから、今、5、6回勤めでは、その障がいが原因で仕事をやめさせられているわけです。

しかも原因の主たるものはそのてんかんという病気に対する理解の浅さと言いますか、なさと言いますか、そういうことに対してほとんど、私窓口で2時間位話をしまいましたけども、まるで配慮がない。とにかく記載している仕事が出来なければやめていただくと。本来、更新という約束があったのですが、今日からやめさせられた。それで、更新1回はするという話だったんですけども、担当の方はしきりに公務災害になつたら困るということでした。それで、おっしゃることは分からんでもないですけども。私、最初から思っていますけども、市役所がこの人権問題をどうリードしていくかというのを、まず自分の仕事の上で人権の確立というか、人権が実現できてるということを、この人権担当の部署からでも話して、それがきちんと出来ているかどうかを確認して、かけてほしいなあと思いますので、なんのことかと言ったら、この人権政策をうんぬんというのを否定するわけではありませんが、人権施策の中にそういうことも含まれているとおっしゃるのか、今までそういう話を聞いたことがないので、私はここに人権尊重の視点に立つ行政を進めていくことを努めるとか、努めていくというのが入れてほしいかなと。

・会長 伺いました。

・J委員

1つずつ順番に解決していく方がよくないでしょうか、原案を。いろんなところにいってしまっているので。

・会長

前文の方からいきますか、順番で。1つ問題があればそれをピックアップして、それを協議するということで。前文のところは、かなりこれは修正してあるんですけども、そこに何か問題があれば出してください。

・事務局

このあたりある程度、たたき台が見えとるというふうに理解しておりますんで、これも、今言われる1条のこの「差別のない」という言葉を1条の中に、まず入れるかどうかということを審議していただいたらと事務局としては考えております。次に、第3、2号のこの外国人の表現のことについて、審議会としてどうするのか。さらには、さまざまな病気に関わる問題について、ハンセン病をはじめとしたというような表現が適切なのかどうか分かりませんけども、実際には何回か、個別具体的なやっぱり病気が出てくるので、そのへんをどういうふうにするのか検討を進めていただきたいし、あと、今実際議論になっております3条、市民の責務なのか、役割なのか、そのあたりをちょっと3点ほどにしぶっていただけたらと思うんです。

・会長

なら、1条から先に決めましょう。

・D委員

下から2行目のところに「差別のない」ということを入れてはどうか。その締めのところに、文章の。人権が尊重され、差別のない心豊かな社会、あるいは明るいとよく言っているけども、ここで、書かなくてもいいけども。「差別のない」をそこに。審議会でも一番最初からその人権と差別は同義語でないということは皆確認したはずです。

・会長

すべての人の人権が尊重され、差別のない心豊かな社会の実現を図ることを目的とするということですね。

・D委員　　はい。

・F委員

はい。それで結構です。はい。そうしたら、一番初めの役割というところは、また、市民の役割なのか、責務なのかによって、ここの役割という第1条の中の言葉も変わってくると思いますので、それはまた後でと思っています。それで、そのC委員さんの質問にあったことについて、前に、こういう話があったと思います。7月6日の時だったでしょうか、初めてたたき台を出された時の話で、人権意識の高揚を図るための施策とは、人権教育、人権啓発等ということで説明書きでされていましたね。そして、人権擁護に資する施策とは人権相談等と書いてあって、人権相談だけが人権擁護に資する施策だけではありませんよねと。まさに人権を確立するために必要な施策全てが人権擁護に資する施策なんだというふうに、そういう話があったと思います。そういう意味でいうと、私は今話をした全ての人権確立のための施策が人権擁護に資する施策だというふうな解釈で、実は順番性でいうとね、人権擁護に資する施策及び人権意識の高揚を図るための施策の推進に関しというふうに、まさに、これは車の両輪で、両方都要るんだよということが言いたくてこういう表現をしておられると思うんで、順番を変えたら

どうだろう。これはこのままで、両方挙げて良いんですけど、順番を変えたらどうなのかなあというふうに思いましたので、初めに、ちょっと質問しようと思ったんですけど、あっちに行ったりこっちに行ったりでしたので、ちょっと意見が言えなかつたものですから、それをちょっと言っておきたいと思います。

・会長 お分かりですね、事務局は、今おっしゃったこと。

・J委員

心豊かな、の前に差別のないという文言を入れることは、別に素晴らしいと思うんですけども、その前の「る」をとっていただいて、中程から、すべての人の人権が尊重され、差別のない心豊かな社会にすることに、人権が尊重されることと、差別のない心豊かな社会の実現を図ることという、2つの目的でいいので、「る」をとっていただいて、と思います。

・会長

はい、ありがとうございます。「る」を取って尊重され、で「、」ですか。

・J委員 はい。

・D委員

僕は、事務局の方に尋ねますけども、法制はこの及び、及びで、もうゾロゾロっとこの文章は流れているのだけども、及び、及びでいいって言われたのか。法制は多分、最初は及びでいいけども、次は並びにとか、言い替えるはずだから。法制はこれ全部見ていて、これでいいって、まだ、そこまでの点検はしてないでしょうけど。そのあたりも確認してください。

・会長 すごく固めというか、そんな文になりますね。では、市の責務のところの第2項。

・E委員

在日問題を入れるかということです。在日外国人だけでは分かりません。在日外国人だったらさつき言ってる外国人でいいのです。区分がね、そうじゃない歴史的経緯をもっている在日というね、今や公用語になっているわけですから、在日韓国朝鮮人の問題でもいいし、在日コリアンでもいいし、略して在日もいいんです。それで、私、長くならないように在日問題つて言っているんです、

・会長 はい。そういう要望です。

・事務局 在日問題・外国人という表現ですか。

・E委員 はい。

・C委員

選挙権の問題があり、年金の問題があり、いろんな課題がありますので、観光や働きに来る人等とは違う、やっぱり制度的な問題がいっぱいあるので、同列にしたらいけません。

・会長 はい。そういう修正にしていきたいと思います。

・事務局 はい。

・D委員

さまざまな病気って言ってしまって、ハンセン病というか。

・会長

いいですか、それで。ハンセン病をはじめさまざまな病気というふうに文言をちょっと変え

ていただいて。

- ・ J 委員 ハンセン病を入れた方がいいんですか。
- ・ E 委員 ハンセン病に関しては入れるべきだと思います。
- ・ C 委員 これもまた、在日と一緒にですが、本質的にね。
- ・ 会長 未だにハンセン病に対する意識っていうのがあまり変わってないんですよね。
- ・ C 委員 究極の差別だと思います、ハンセン病というのは。
- ・ 会長 そうですね。
- ・ 事務局 ハンセン病をはじめ、ここはさまざまな病気。
- ・ 会長

委員さん、そこをどういう具合に変えますか。どうお考えでしょう、ご意見を。はい。

- ・ J 委員 ハンセン病が多分、人権侵害にあって、さまざまな苦労があつてきているんですけど、十分理解できるんですけども、多大な差別を受けている状況というのは他にもいくつか。
- ・ D 委員

あることはあるけども、ただ、さまざまな病気とだけしか言わなかつた場合には、病気って言つたら麻疹もあれば、風邪もあるし、そんなのは病気だけって言つているのと、言っておられるけども、ハンセン病をはじめって言つたら、それに類するような病気ということは、文章の中で読めるから、ハンセン病は入れた方がいいと思います。なんでもかんでも病気になつちやうから、さまざまの病気だけでしか言わぬ場合は。

- ・ J 委員 在日問題と外国人っていうのを同列にするのは、私は反対なんです。これは非常に別の問題だと思うんです。ただ、病気の場合は、どの病気の方がより人権問題について論じるべきだというふうに言いきれるんだろうかという思いがあるんですけども。実際、私の身边にも病気に關することで、結婚差別される、人権侵害を受けてる人もいますし、非常に深刻なきつい病気のように病気差別を受けていらっしゃる方も、今現在、進行形として差別を受けていらっしゃる方もいらっしゃるわけですね。病気に関してはさまざまの病氣に關わる等で、いいんじゃないかなと。病氣で差別をされるっていうこと自体がそもそもおかしいんですよ。あってはならないんです。どんな病氣であろうと、本人の責任なく、病氣で差別されるってことは絶対あってはいけない。

- ・ D 委員 軽視するわけではない。
- ・ C 委員 今度はハンセン病を入れることによって、その他の病氣の問題が軽視される、疎かにされるということじゃないですかからね。ですから、やっぱりそういう歴史的なことがあるんですから。
- ・ J 委員

ですから、ハンセン病と入れなかつたからと言って、ハンセン病を軽視することでは決してないと思います、逆に言つたら。

- ・ 会長

さまざまな病気の中には筋ジストロフィーのような遺伝的な範囲の病気もありますしね。取り立ててハンセン病、ここに上げられないんじやないかと。さまざまな病気でいいんじやないかというお考えのようですし、D委員さんはハンセン病をはじめに直した方がいい、返って問題が強くなるんじやないかというお考え方のようでもございますが。

・F委員

私も、そのハンセン病問題っていうのは入れた方が良いという意見を持っています。確かに、さまざまな課題にこれが一番だというのではないです。ただし、ハンセン病問題というのは、私は、国策によって作られてきた、そして、私たちもそれに加担をしてきたという、そういう側面がかなり強い。しかも、現在も課題としては、いろんな人権の課題というのが、まだ、国の法律は基本法できてもなかなかこう進展していないという、そういう側面を持ってますよね。そういう意味で、これは終わった病気ではない、終わった問題ではないという意味合いで、私自身は入れた方がいいのかなというふうに思ったんです。

・C委員

家族の人々も、息をひそめて生きている。遺骨さえも帰って来られないという、そういう問題があるということをやっぱり前提にして考えると、ここに位置付けるべきだし、そのことによって、他の病気の問題についても、やはり許されないんだというインパクトを付けることによって、強くなると思いますね。

・会長

はい。お二方のご意見、意向は分かりましたが、あらゆる病気でいいんじやないかという、そんなお考えもあるようですし。そうしますと、他の委員さんはどう解釈なさいますか。

・N委員

私自身は、ハンセン病についての歴史の知識がまだ浅いので、どちらとも意見が言い難いのです。ただ感じるのは、私たち委員は差別が実際に今も残ってる、そういう差別をなくしていく社会にしたいという思いのもとで、この条例に取り組んでいるっていうことを、事務局の方、私の誤解かもわかりませんけども、差別あるなしに関わらず、とにかく人権が尊重されるいい鳥取市にしたいという、その一番根本のところ、私たち委員はこの歴史も考えた上で、残ってる差別をなんとか解消して、いい条例を作りたいっていうところと、あるなしに関わらず鳥取市としていい人権社会を作っていくみたいという、その違いがいろんな部分で、今議論に出てきてるかなというのを感じます。

・会長

ただ、病気の被害じゃなくて、ハンセン病は日本の国策の被害ですね。

・C委員

特にハンセン病の問題なんかは部落差別の問題ともすごく密接に絡み合っているっていうことをね。ですから、そういうものはやっぱり、歴史を無視して、ここで人権の問題を議論することは、私は。

・L委員

私もハンセン病は挙げた方が良いと思います。他にどっちがええというのはやっぱり、かな

り問題になるといったような、特段にやめるっていうか、ハンセン病は特段挙げるっていうふうな。

・会長

委員さん、よくお分かりになっていると思います、その辺りで入れるということでいきましょうか。

・J 委員 はい、わかりました。

・事務局

文言の確認なんですが。第2条のところは、「子ども、高齢者、在日問題と外国人、それで、ハンセン病をはじめ、さまざまな病気に関わる人等に対する差別はもとより」、でよろしいですか。

・会長 うん。それでいいんじゃないでしょうかね。

・事務局 在日問題でいいですか。

・F 委員

差別はもとよりという言い回しの文章なので、語彙的に合わないじゃないかっていうことの提案でしょうか。

・事務局

在日問題に対する差別はということですね。繋がらない。在日問題に対する差別っていうことになってしまって。

・H 委員

今後の進展に、日本の国の現状で、C 委員が言われた、終戦の時にすごい残酷なことをしていますので、それに対する異議が出ておりまして、徐々に徐々に権利を変えていく。だから、鳥取は特に多いわけですし、という意味でしょう。

・E 委員 いやいや、数は少ないですよ。

・D 委員

問題では差別に最後繋がっていきにくいと思うので、在日韓国人とか朝鮮人とか、人を言つたらいけんですか。

・E 委員 いや、いいですよ、構いません。その場合は在日韓国・朝鮮人。長くないですか。

・C 委員 コリアンっていうのはどうでしょう。

・E 委員 構いません。呼称の問題ではないです、その問題さえ認知してもらったら。

・D 委員 在日コリアン。

・E 委員 ええ、それでも構いません。

・事務局 在日・外国人はどうでしょう。

・E 委員

それで通じますかね。在日だけでは。我々はそのように固有名詞だって考えているのですが。

・事務局 在日ブラジル人とかね。

・E 委員 そういうふうに捉えられるからね。

・事務局 在日韓国・朝鮮人はどうでしょう。

- ・E委員 それでも構いません。
- ・C委員 その方が一番わかりやすいのではないかでしょうか。
- ・会長 それで、御了解いただいたものとして、次に進みたいと思います。
- ・H委員 ちょっとさつき言ったんですけど、私がちょっと言ったのは市の責務について提案をしたんです。行政は人権尊重に、まったく行政というのは。今までの行政が全部人権尊重していないわけじゃないんですけども。
- ・F委員 私は、H委員さん言われたけど、改めて読んでみると、市行政における全ての分野でというのが付いているんです、前に。それが、実際できているかどうかというのは、じゃあ、これから点検活動をどうしていくかという問題であって、ここに表記してあるから、もう、これでいいんじゃないかというふうに、私自身は受け止めていました。
- ・H委員 全ての分野で人権尊重に向かって人権施策、この人権施策の中に市民がなんとかというような啓発をするとか、なんとかいうのを。私はそれも良いけども、啓発というのは、私はあまり反対なんですけども、実際に日々の市役所の業務の中にこそ、まず私たちは人権尊重していくということを市民にわかるように、行政にしてほしい。
- ・F委員 この問題とこういう状態と別だと思うのですが。
- ・H委員 では、従来の人権施策というのは、そういうことに限定にしたわけじゃないと、そういうふうに私は思っています。だから、それに加えてきちっと責務と言うからには狙いを定めて、この今の時点での、これから。そうしたらいろんな面での視野が広げて考えていただけるんじゃないかなと。いわゆる、他の者が声を出だしやすくなるような行政とか、そういうのを取り上げたんですけどね。
- ・D委員 全ての分野においてと言ってあるのだから。
- ・会長 次は市民の役割ですが。
- ・G委員 こういう市の責務の中に入り人権尊重の視点というのはどんなもんでしょうか。同和教育の視点っていうのは、いわゆる4つありますて、正義とか、それから仲間づくりとか、真義とか、同和教育に4つありますね。ここで、人権尊重の視点っていうのは、どのような視点ですか。
- ・F委員 私は、ここは前文にある世界人権宣言であり、日本国憲法じゃないですか。そんなふうに読み、そのように捉えましたけども。
- ・G委員

全ての分野、市行政における全ての分野は、これは人権尊重の視点か、みんな。

・F 委員

人権尊重の視点の意味はと言われたから、そういうふうに答えたんです。また、それらを踏まえて行政は展開していかなければならないっていう意味です。

・G 委員

それはそうですよ。だから、視点を出してくださいと。

・F 委員

だから、前文の中にあるじゃないですか。世界人権宣言の理念だとか、日本国憲法に謳つてある基本的人権の保障っていうことがあるでしょう。私はそれが、ここで言う人権尊重の視点に立ってというところを、ここの人権尊重の意味だと思うんですよ。

・G 委員

何ですか、責務というのは責任のあるそう言つていう、辞典を引いてみると、責務っていうところの役割って、全然やっぱり違うって思うんですけどね。

・会長 成すべき務め。それが責務。

・G 委員 そうじゃなくて、責任もあるということ。

・会長 成すべきが責務です。

・G 委員 役割って、ただ、役割分担みたいで、何か、弱いと思います。

・H 委員 それはあるけども、親しみを持ってもらうために役割の方が良いと思います。

・会長 役割の方が良いか。

・H 委員 はい。人権ですらそういう状態にならんように。

・G 委員

何かここで、いい表現がありますか、もうちょっと文章なんとかして。積極的な役割を果たすよう努め、そういう、何とか何とか。

・D 委員

大阪市は責務にしているし、それから、堺市は役割、豊中市も役割、高槻市も役割、守口市も役割、東大阪市も役割、奈良市も役割。どっちが厳しく感じるか。

・G 委員 鳥取市は、隣人のまねをしなくても良いと思うわけですけどね。

・会長 D 委員さんが役割の方が良いんじゃないかと。

・G 委員 人権のまちづくり等は奈良とか大阪は早いからね。

・D 委員

役割でもね、決しておろそかにして良いというようなものでもないし、だけども、皆さんが言った方が、きつく受け止めると。その中には威圧的に言うと嫌う人もあるでしょうし。その辺で事務局の方はされたんじゃないですか。

・会長

責務でも役割でも。役割と言った方がわかりやすいし、理解しやすいということがあると、私は思うんですけど。はい。役割ということにしましょう。

・J 委員

個別の人権課題を市の責務にするという具合に、そういう前回そういう話し合いの経緯があったんですか。

・事務局

どこに位置付けるかということで、定義で位置づけるという意見と、第5条ということがありまして、定義については文言の意義についてというところでしたので、5条に位置付けようと思って変更したのですが、法制の指導で、市は、鳥取市は市の部分については市の責務の方に持ってきた方がいいんじゃないかということで、市の責務の方に位置付けたということです。

・会長 法制の指導によってということです。

・H委員

市の責務2項、その個別のところですけど、「部落差別をはじめ」という文言があるんですけど、今の時点で、部落差別を完全解消、解決と思っている。その視点から見ても、いいんでしようか。いろいろ議論をしてきたつもりだったんですけども、ここに。皆さまは理解されていいるんですか。

・会長 これは共通理解されたのではなかったでしょうか。ここは。

・H委員

最初出て、途中でなくなって、また出てくる。私は何をどういうふうに、いろいろすると言えば、順番つけるみたいな形状ですけど、本当にいいのかなと、本当に前進の条例になるのかなあっていうようなことを心配してみたり、ちょっと自信がない。

・F委員

今のH委員さんの質問ですけれど、H委員さんは、「はじめ」という言葉なのか、「部落差別」という言葉なのか、「部落差別をはじめ」というふうにするのがいけないのか、何かよく理解できなかつたんです。申し訳ない。

・H委員 部落差別というのを出すのもちょっと奇妙な気がします。

・F委員

H委員さんは、いろんな経験をされていたりしていて、その経験によって話をされていると思いますが、実際さまざまな差別があるから、さまざまな犠牲があつたり、また被差別の立場でまだ嘆き悲しんでいるという状況もあつたり、ここの委員会としては部落差別は未だに存在しているということからスタートしました。そういうことで言うと、部落差別をはじめの「をはじめ」が気になるのか、部落差別を取りということはないと思っていますから、ここは共通認識だと思っていますから、「部落差別をはじめ、女性、障がい者、子ども」というふうに、だからこそ、市はまとめられたのだというふうに今私は思っています。ですから、ここのことについて今さら議論はする必要はないのではないかと思っています。

・E委員

さっきの在日の問題もそうですし、それからハンセン病の問題もそうです。歴史的に構成されてあつた問題。これは外しちゃいかんのです。部落差別も。実態もまだあるのです。個別、溜まつた問題で、いろんな問題を相対化することというのは必要だとは思いますけども、実態としてある。それで、歴史的に構成された問題として、これを外すわけにはいかんのです。

・H委員

誤解のないように。こういう、私思っている一番の責任を負うべきは市当局だと思っております、そういう同和行政なり。だから、決して運動団体の意見を含めましてのところがありませけれども、そういう意味でした。はい、進めてください。

・会長 役割でいいですね。

・C委員

第4条の、この「市民と市との協働」と言っているのは、あえて1条起こすのは必要なんでしょうか。協働の項。

・J委員 これは絶対必要だと思います。

・C委員

だったら3条の市民は、市民は市と協働して、ということにも。わざわざ1条ここに起こすほどのものがあるのかな、意味があるのかなという。それは大事なことですけども、大事なことですけどもあえてここで1条起こす必要があるのかどうか。

・J委員

目的が違うのではないかでしょうか。市の責任と市民の役割、そして市民と市との協働というそれぞれの気持ちを伝えたいことが違うんです。

・D委員

ただ、考え方によっては、目的ではつきり言ってあるでしょう、もう。そういう社会づくりをと。終わりに市の責務と。市民の役割だと分けたから、あえて、ここで協働というようなことを、必要なことかも知らんけども、今、C委員が言われたように、3条なり、あるいは2条にもそのことを言ってしまえばわざわざ1条起こす必要はないじゃないかという意見に、納得できますけどね。

・C委員

浅く広くばかりが、人権の問題じゃない。今までの市が後退して、市民がこうパッと前面に主役に位置づけられた、その名残りがどうしても捨てきれなくて、ここがあるのかなというような気がするんです。

・会長 あえてそういうことはね。必要ないではないかという気も私もします。

・F委員

ただ、C委員の場合は、項を持たれて、そういうことを3条に入れなさいということですね。3条に入れられるなら2条に入る、3条と2条。

・D委員 2条と3条に。

・F委員 やっぱりこのままの方がいい。いろいろ入れるよりは。

・会長

そのまでいいという考え方の方。いいかな。そういうようなことで。そのまま。

5条、6条、7条、9条、10条、ここまでです。このあたりは大きな問題はないじゃないか。

・F委員 はい。5条について意見があります。

・会長 はい、5条について皆さん審議いたしましょう。

・F 委員

はい。まず5条ですが、説明書きがちょっとわかりにくいんです、私で言うと。特にこの3つ目、3つ目の個別計画（実施計画）については、人権施策基本方針に人権問題における分野ごとの施策に関することを定めることを規定すること、それで、個別計画（実施計画）、これはどういう個別計画は実施計画なのか、個別計画と実施計画は同じものなのかな違うものなのかな、ちょっと意味がわからないんです。

・事務局

審議会で個別計画について条例に位置づけるかということがございましたけども、それについては、この人権施策基本方針の中のさまざまな人権問題の取り組みの記述もございますので、そちらの方に位置付けているのでよいのではないかというようなことで条例には規定をしておりません。

・D 委員

そういうのが、括弧書きが、個別計画と実施計画というのは括弧の分けようとしては、計画では、基本方針をした時にも実施計画となっている計画もあるんです、個別の計画のなかで。それは、基本方針の中で、この条例、今度は位置づけられた要旨の中に、それぞれの分野ごとの実施計画であったり、直接には。

・F 委員

個別の実施計画という意味ですか。個別の実施計画を作るということですよね。作るなのか、作ることを規定するって書いてありますよね。何か、よくわからない、意味合いがね。作るようにならうって書くことを、ここには説明書きとしてあるのか、実際作るということなのかもう1点は、

・事務局

さっきの5条の2項の（3）に、人権問題における分野ごとの施策に関するなどを人権基本方針に定めるということを条例に盛り込みますと。それをきっちりと明確にした上で人権基本方針の中に、さまざまな人権課題の取り組みをしますという意味でございます。

・F 委員

問題の記述だけではなくて、私達が求めていたのは、問題の実態把握とそしてその実態の改善に向けての実施計画を作りなさいと、ということですよね。それと、個別だけではなかったはずなんですね。だってこれは、人権という枠組みで考えて、全体のものがあり、個別のものがあるんですよね。そういうような体系が全然出されてないし、もう1つはね。だから、ちょっと分かりづらいんです。

・事務局

ですから、最初に、第2条の市の責務のところで人権施策を実施するように努めるということであがったんですけども。それで、具体的にこれを進めるに当たっては、これは第5条で、ここで人権施策基本方針を策定して、総合的かつ計画的に推進をするんだと、そういうことです。ですから、個別の計画、実施計画、そういったことについては、この人権施策基本方針の中でやっていくんだと。それで、今現在の人権施策基本方針の今後の課題について、記述がし

であるわけでして、ここでは、市の人権施策を基にいくと。基本方針をここに位置付けて、その中で取組みはやっていきますと、そういう位置付けの、条項です。

・F委員

だから、位置付けはそうであっても、具体的に、じゃ、その中で、実施計画をしたり、そういうこともきちんと入るような、人権施策基本方針なり、計画になるということですか。

・事務局

それで、人権施策基本方針は、既に策定がされておるのがあるんで、ですから、新しくこの条例が施行された後には、それは人権施策基本方針の検討を新規で、これをしていくようになるのではないかなと思っております。

・F委員

はい。なるようにはなるけれど、私は質問には、今、なっていないですね、そういうかたちの中に、修正をするような人権施策基本方針の中に、今の基本方針は考え方だけですから、ある部分ね。そういうた部分で言うと、現状であるとか、課題であるとか、具体的には実態把握をしながら、実施計画をこの中に入れていくという考え方を持って、この提案をされているのかどうなのかということなんです、聞きたいのは。

・事務局

具体的な実施計画等については、今度、新しい条例に基づく人権尊重の社会づくり協議会の中で規定をしてということになりますので、今、どういうふうに、この条例の中で、個別を受け入れる実施計画をどうするという記述はないんです。

・F委員

いや、私の言っているのはそういうことではなくて、この基本方針のこの条例文面ではなくて、文面を作るからには、私が言ったように、例えば、人権、その個別の課題について、それぞれの人権施策基本方針の中でやりますよと言われた。そのやるっていうことの中に、実態把握をして、現状や課題を出して、そしてそこの課題の解決に向けるための実施計画なんかも盛り込んでいくというな、基本方針を策定をするということを前提にして、こういうことを提案をしておられますかという意味です。そういうことは、その文言の中に含まれているんですか。含まれているっていうのは、そういうことを考えて、この1つの、例えば、1～2、3、4ということが、実際、こう出されているんでしょうか、そういう想定の基に出された提案ですかっていうことなんです。

・事務局 はい。そうです。

・F委員 はい。じゃあ、そういう提案だということでお答えですね。はい。

・D委員

現在ある人権施策基本方針っていうのは、もう、規定の、例えば、同和対策総合計画であるとか、男女共同参画のところの問題であったり、いろんな計画がそれぞれあるわけです。

そっちの方にゆだねているところがある。そっちの方に、基本方針の方では、洩れているところがあると。だけども、今度、この条例で、はつきりと義務付けっていうかな、位置付けがされたら、基本方針を、基本方針をもう一度、見直しして、この条例にそういうような基本方針

にならないといけんと思うんですよ。それで、その場合に、それぞれの分野ごとに立てられておった従来の計画をどうするかという問題が出て来ると思う、実施計画。だけども、基本方針はあくまでも基本方針ですから、個別の実施計画であるとか、そういうものまでは、謳ってはあるけども、そちらの基本方針を作るというもので、作るという意味合いではないんです。

・F委員

だから、D委員さんが言われるのは、市の見解ではなくて、Dさんの意見だと思います。それと、個別のこととは述べているけれど、全体像を述べられていないでしょう、1つは。全体の、じゃ、人権施策基本方針を作るけれど、じゃ、その基本方針が具体的にどう実施されていくのかということはないでしょう。基本方針を、じゃ、具体的には、例えば、鳥取市の人権の、人権の推進って言うか、人権がどれぐらい高まっていくのかとか含めて、そういうものを私たちはやっぱりこう実施計画っていうか、そういうものを作らなければならないんじやないかというのが、まず1つなんです。それと、もう1つは、じゃ、その具体的な個別の課題についてもどうしていくんだと。個別な課題についても記述はありますよね。だけど、記述はあるけれど、それぞれ男女共同参画でやっているもの、子どもの人権でやっているもの、ありますよね。だけど、じゃ、ないものはどうしていくんですかと。そしたら、それらは個別の課題のところでしっかりとやっていかないといけんじやないですかと。ですよね。そしたら、この個別計画（実施計画）って書いてあるから、この意味合いが分からぬし、全体と個別の関係が分からぬから、その辺はどういうふうに整理をされて、ここを提起されているんですかという意味だったんです、知りたかったのはね。

・D委員

現在のあるものと、考えながら、僕は読んだから、そんなに不思議には思わなかった。

・会長

全体像の中で個別の問題をどう考えていくかということのようです。

・事務局

人権施策基本方針というのは、人権教育・啓発の促進に関する法律っていうのがありますし、これに基づいて作っているんですけども、改めてこの市の条例の中に位置付けるというかたちでしているわけです。それで、この条例、この人権施策基本方針、これの具体的な法律の計画というのは、やはり鳥取市総合計画、こちらの方に、表れてくるのかなというふうに思っておりますので、総合計画は5年とか、10年の計画でやっていきますので、総合計画の中でやっていくことになると思います。次は、第9次総合計画。

・F委員

いや。5条について、今のところは、まだすっきりしないし、もう1つは、ちょっと5条だけちょっと話をさせてもらうと、3の、市長は人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて意識調査等による実態把握に努めるものとすると書いてありますよね。今まででは実態把握に努めるものとするということでしたよね。あえて、意識調査等によるというのは、どういうふうな意味合いでここへ入れるのかがわからないんです。なぜかというと、今まで差別っていうのは意識だけではないっていうことを、ずっと話をしてきましたよね。生活実態であるとか、

もちろん意識であるとか、差別事件であるとかを含めて、様々あるというふうに言ってきましたよね。なのに、なぜ意識調査等によるというふうな文言にここをした意味合いが、わからないんです。それで、そういう意味では、こここの説明をしてほしいと思っています。

- ・事務局 これはあくまで、実態把握の方法を具体的な例を挙げてというかたち。

- ・J 委員

それであれば、やっぱり意識調査等ではなくて、あらゆる実態把握という方がいいのではないでしょうか。

- ・F 委員 そう思います。

- ・事務局 平成 17 年にも意識調査をしている。

- ・J 委員

その意識調査ですと、実態把握をするんですか。実態を把握できるわけがないんですけどね。

- ・C 委員 実態調査をすることにより把握をする。実態調査による、実態把握をする。

- ・F 委員

もう 1 つ、事務局からの意見をもう 1 つ求めたいのは、その隣りにね、必要に応じての説明書き、「必要に応じて意識調査等による実態把握に努めるものとすると明確にする。」この明確にするの意味は何ですか。

- ・事務局 具体的に意識調査というのを入れたと。

- ・F 委員 それは明確にするという意味ですか。

- ・事務局 いろんな方法を明確に。

- ・F 委員

それは、多分、明確にするの意味合いは、文書化するっていう意味ですよね。私は、それは必要ないと思いますので、実態把握に努めるものとすると、前の文言にもどした方がいいです。

- ・会長 いいですか、事務局さん。

- ・J 委員

もう、読ませていただきました、4 番の人権相談等の充実に努めるものっていうところも、人権相談をするところは、実はいっぱいあるんです、たくさんあるんです。人権相談の充実というよりも、むしろ、ちゃんと救済を。人権相談をするところが決まって、関わるんだけども、そちらの充実というよりは、むしろ、人権相談に来た人を救済するというところの充実にも絡んで行われたらどうなのかという、ちょっと考えてみたんですけど。

- ・会長

人権相談の本来の目的を明確に、相談等の充実を深めると。相談の充実ではなくて、救済的な方面も非常に重要だから、あえて、そういうものをあげた方が良いんじゃないかなということですね。

- ・事務局

救済の方法というのは、いろいろある。それで、まず、救済の第 1 段階の方はこうなるということだと思います。そして、その次は、それを人権侵犯事件として取り上げるかどうかということとなると、そういう行為になっていくと思うんですけども、市の段階では、やはり相談

までが限界じゃないかと思っております。現在の人権侵害救済法のない状態では。ですから、ここは、救済の、まず、第1段階の部分の人権相談の部分をしていきたいというふうに。

・C委員

また、その相談を受けるだけで、あとは何もないんじや、相談した意味がないので、そこはやっぱり、相談を受けた後に、問題によって、どうするかというようなことも、やっぱりつながっていかないといけないと思いますし、それから、3のところ。

・J委員 でも、それは、市として、その相談に努めるしかできないんだったらそれまでです。

・C委員

いや、できるようにやっていただきて。ただ、その3のところの、意識調査のところも、今までは、実態把握に努めるということになっていたんです。それで、現在の条例では、実態調査はやるということを明確にしてあったけど、その実態調査がなくて、実態把握に努めるということになっておるんで、その実態把握はどのような方法・手段で把握されますかという質問をしたんで、それで、ここへ出てきているんでしょうけども、そうすると、意識調査ということに限定されていくと問題がある。だから、実態把握は実態調査というものがセットでないといけないと思います。だから、問題や意識ばかりでなしに、差別事象もあったり、あるいは、いろんな生活の中でのいろんな扱いや、まだまだ解決すべき課題なんかがたくさんあると思うので。ですから、そういうことも念頭にしながら、そういう実態をどういう方法・手段で把握をしていくかということが、ある程度担保されていないといけないと思います。

・事務局

今、言われている3条の3項のところですけど、先程、皆さんのお話の間で、必要に応じて実態把握なのか実態調査に努めるものとするということで、意識調査という項目を取り上げたことだったですね、そういうことです。だから、それで考えさせていただいたいいでしょうか確認します。

・会長

そこは、実態調査になる。実態調査だから、実態を調査するためには意識調査もあるかもしれません。

・H委員

事務局がいう、意識調査等による取扱い、実態調査・実態把握と。その中に調査することもあるというふうな解釈で誰かが言われて、ああ、いいなということになっていますので。

・C委員

だから、調査、実態調査にするか、実態把握にするかというね。より、問題解決のために適切かという、その辺りだと思います。

・会長

実態把握するために意識調査は必要ですから、ここに実態とか意識とかじゃなくて、実態把握は努めるとした方がいいんじゃないでしょうか。

・D委員

アンダーラインの部分を取ったら、把握するためには調査もあろうし、いろんな調査って言

ってもいろんな調査もあるし、それでいいんじゃないかと。

- ・事務局 わかりました。
- ・会長 そのようにご理解ください。
- ・事務局 はい。
- ・会長 それで、次は相談に救済入れるかどうか。

- ・J 委員 市ができることは人権相談までですということであるのならば、もう、これでいいです。人権相談等の充実というのに努めていただきたい。

- ・会長 相談の中には保護もあるでしょう。相談の上で、保護していかなければいけないわけですから。

- ・事務局 そういうった権限が市にはありませんので。
- ・会長 指導じゃないですか。
- ・事務局 指導って。市の権限が何処まであるかと言われたら。

- ・会長 市が全部権限とかじゃなくて、法務局の人権擁護委員会に紹介してくださいとか、専門分野があるわけですから、そういう指導のことですから。はい。そうすると、委員さん、いいですか。内容は、そこは、相談等の充実でいいですか。

- ・J 委員 いいです。
- ・会長 はい。納得いただきました。ここは直さなくていいですよ。
- ・F 委員

- ・会長 ちょっと、すっきりしないんですが、いい言葉が思いつかんのですが、私自身が今ね、じゃ、どういう表現をしたらいいんだろうかというね。その具体的な、じゃ、施策に関する事項、推進するために必要な事項、そうなれたらそなんだろうけど、具体的には、何か、本当に、全体像と個別像の関係がはっきりしないので、何かどういう表現にしていいのかがよくわからなくて。また、各委員に確認事項ありますよね、何らかの、集まるのか文書によるものになるか。

- ・事務局 それで、今日、具体的に修正箇所をご指摘をしていただきましたので、この部分を修正したものを、また、お送りさせていただきたいと思いますし、また、それを中間取りまとめということで、ご了承がいただけるのであれば、パブリックコメントの方の準備をしたいというふうに思います。修正箇所をちょっと確認させていただいてよろしいですか。

- ・F 委員 すみません、私、まだあります、6条でも。まとめに入つておられるようなんですが、申し訳ない。この6条の社会づくり協議会のところですね。特に、下線を引いてあるところの調査及び審議するためって書いてあるんですが、例えば、地方自治法に基づくとかの説明がありますよね。また、これ、ちょっと違つた表現になつていますよね、説明のところとは。説明には調停、審査、諮詢、または調査のための機関と定められておりというふうに書いてあるんです

が、わざわざこれをここの中に書く必要があるのかどうなのかというところが1つね。

それと、もう1つは3項です。協議会は第1号に定めるとわざわざ書かなくてもいいと思っているんです。何故かというと、私達が、私は、協議会自身は、ただ単に、市長からの諮問で、協議会を開くのではなくて、まさに、この人権尊重社会づくりについて協議して、具体的にどんな課題があって、今、どういうふうになっているのかとか、今後、こんなことが必要じやないかというために、この審議会的な協議会が必要だということを言ってきたと思うんです。そういう意味で言うと、私は、6条の3項は、協議会が人権尊重社会づくりについて協議し、市の人権行政への提言を行うことが出来るというふうにしたらどうだろうかというふうに思っています。

- ・会長 それぞれ意見を述べることができる、というところを。
- ・F委員 提言を行うことができる。
- ・事務局

第1項の調査及び審議するためというところの指摘がありましたけども、これは地方自治法の規定で、これ付属機関と言いますが、付属機関は、横に書いておりますけども、調停、審査、諮問または調査のための機関に限られるというような規定がありますので、その中の、調査及び審議するためということを入れたものです。これは、法制係の指導によるものです。

- ・F委員

第1号が第1項であろうと、そういうことを書かなくてもいいんじゃないかということなんです、私が言うのはね。まさに、人権尊重の社会づくりについて協議をすると。私の言い方が厳しいかもしれませんけど、市の人権行政への提言を行うことが出来るにしたらどうだろうということなんです。意見を述べることが出来るとどう違うんだと言われるかもしれませんけれども。

- ・会長

提言と意見を述べるとはちょっとね、重みが違いますから。どうでしょう、そういうふうにした方が何かしつくりきそうです。ではそういう方向で。

- ・事務局

その3項のところ、F委員がもう一度言っていただけますでしょうか、人権尊重の社会づくり。

- ・F委員

社会づくりについて協議し、市の人権行政への提言を行うことが出来る。文章表現はちょっと考えてくださいね、うまく。

- ・会長

提言じや、義務が生じますので、ただ、述べるだけではいけませんから。いいですか、それで。意見を言うことができるということで。お疲れのせいか、皆さんのがんばると言わなくなりました。はい。じゃ、そのようにお願ひいたします。では、そこは終結して、あとは全部いきますが、どこか、何かあれば。なければ、この修正案で進めていきたいと思います。ございませんか。はい、じゃ、ないようですので、この修正案にあとは事務局の方で。

- ・F委員
名称の問題は全然、話していないですよ。名称は課題であったのに、話してないです。私は、話をするのかどうなのが決めてほしいけど、また、次回に送るのかどうなのがわかりませんけれども、私はですね、「差別のない人権尊重社会づくり条例」がいいと思っているんです。それは何も差別問題だけが人権問題だと言っているんじゃないですよ。だけど、やっぱり差別が存在をしてるということと、だからこそなくさなければならない、そしてまた一人一人の人権確立を図ろうというね。私はこれが前文に書いてあることだと思っているんです。それを基にしながら各項にそういうことが流れていると。ですから、そういった意味で言うと、名は体を表わすですから、差別のない人権尊重の社会づくり条例がいいなと思っています。
- ・会長 はい。明確に今、言っていただきましたが、皆さんいかがでしょう。
- ・C委員 賛成。
- ・E委員 賛成。
- ・会長 C委員さん、E委員さん賛成。その他の委員さん。
- ・会長 賛成いただきました。
- ・H委員 反対、原案通り。市の案の通り。
- ・D委員 従来通り。
- ・D委員 6条の協議会の名称はいいか。
- ・会長
では、名称についてF委員さんが綺麗な声で言われましたが、大きな声で。それで3名のかたが賛成だというふうなご意見がありましたが、H委員さんは事務局の原案通りの方がいいじゃないかというご意見でした。
- ・H委員
市の説明をもうちょっと聞いてみたいなと思いますけど、本当は、考えが。それなりの長い経過があって出されたんですけれども、でも、時間がないなら、次にいきましょうか。議論が白熱して。
- ・L委員
F委員の意見がわかりやすいですね、市民にいかにわかりやすいいかということを考えると。
- ・事務局
そうしますと「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」という名称と。
- ・会長
まとめのまとめが入って、うまいですね。ひとまずそういう方向でさせてください、お願いいたします。その他ありますようが、今日のところは、もう、次に回しますか。
- ・事務局
それで、次に回すと、今あったんですけど、今日のまとめたものを中間取りまとめといふことにさせていただいてもいいでしょうか。それをパブリックコメントにかけさせてもらって、その出てきた意見を今度は審議会のなかでこの意見を基に議論していただくということで。
- ・会長 という方向で、ちょっとご理解いただけませんか。

・C委員

今日議論して、まとめられたことを書き換えられんようにね、ということを前提でないとね、あれ見たら、また何だか違っているようなことではいけない。

・事務局

今、ちょっと再確認のところで、名称のことが出ましたので、この名称以外のあの分はちょっと再確認させていただいて、ちょっと時間をかけさせてもらって、名称は「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」それで、第1条の目的のところですけども、「人権意識の高揚を図るための施策と、人権擁護に資する施策」を入れ替えですね。

それから、下から2行目のところに、すべての人の人権が尊重され、差別のない心豊かな社会の実現をということ、それから、第2条の市の責務ですけども、「外国人を在日韓国・朝鮮人・外国人、ハンセン病をはじめさまざまな病気に関わる人等に対する差別はもとより」ということです。それから、裏面に、第5条ですけども、第3項の「意識調査等による」はカットするということと、第6条の第3項ですけども、「協議会は人権尊重の社会づくりに関する事項に關し、市長に提言をすることができる。」それから、協議会の名称はいいですか。

・E委員 今決めたことでいいのではないですか。差別を入れた文言でいいでしょう。

・事務局

差別のない人権尊重の社会づくり協議会。そういうことで、修正をさせていただいて、また再修正版を各委員の方に送らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それを持って、11月の市報でパブリックコメントにしたいと思います。一応、パブリックコメントにつきましては11月の10日から20日間といったことで考えているところでございます。

・会長 その後のスケジュールは。

・事務局

その後のスケジュールは、これらの意見を受けまして、修正等がございましたら、採択というか、採択の場合には12月の会議にかけたいと思います。

・会長

はい、ご苦労をかけますけども、ひとつよろしくお願ひいたします。それでは、今日の会議は終了いたします。遅くまでありがとうございました。